

【フルハーネス型安全帯の使用に係る特別教育】

＜ 実施要領 ＞

(一社)秋田県労働基準協会

1. 受講対象者

高さ2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型安全帯を用いて行う作業に従事する18才以上の者。
(平成30年6月19日安衛則一部改正、平成31年2月1日施行。)

2. 日時及び会場

[日時] 令和5年10月16日(月)

9時00分～16時20分

会場: 協働大町ビル

(午前8時50分から開講オリエンテーションを行います。)

(所在地: 秋田市大町3丁目2-44)

※ 協働大町ビルの地図は当協会HPの「地図・住所」の「本部・秋田支部」の地図を参照ください。

3. 講習科目(学科と実技の両方を実施します)

【学科】

- (1) 作業に関する知識(1H)
- (2) 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ)に関する知識(2H)
- (3) 労働災害の防止に関する知識(1H)
- (4) 関係法令(0.5H)

【実技】

- (5) 墜落制止用器具の使用方法等(1.5H)

4. 定員 50名(定員になり次第締切ります)

5. 受講料・テキスト代(消費税込み)

	会員(*)	非会員
受講料(税込み)	6,600円	12,100円
テキスト代(税込み)	990円	990円
合計(税込み)	7,590円	13,090円

(*)当協会の会員です。

※学科教育科目一部免除資格所有者でも全科目の受講となります。

※テキスト代は変更になる場合があります。

6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚(背景がないもの)を貼付のうえ、郵送、メールまたは持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します。申込書に希望の有無欄あり。)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は 令和5年10月9日(月) とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はいたしません。
- (5) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください

●【申込先】 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
一般社団法人 秋田県労働基準協会
TEL 018-862-3362 ・ FAX 018-862-3729

●【振込先】 秋田銀行 大町支店 (普) 967575
一般社団法人 秋田県労働基準協会
専務理事 町田 良則 (まちだ よしのり)

※振込は関係資料の送付後に行っていただきますようお願いいたします

7. その他

- (1) 全科目を受講した方には「修了証」を交付致します。
- (2) 事業場には「講習実施証明書」を交付致します。